

平成27年度

# 事業計画(案)



社会福祉法人 早島町社会福祉協議会

# 目 次

## ▶基本理念（P.1）

## ▶経営理念（P.1）

## ▶基本姿勢（P.1）

## ▶重点目標（P.2～）

○事務局

○デイサービスセンター

○居宅介護支援センター

○ホームヘルパーステーション

## ▶活動内容（P.4～）

### I. 会務の運営

#### 1. 役職員による法人運営（P.4）

（1）理事会の開催

（2）評議員会の開催

（3）内部監査の実施

（4）役員の先進地視察研修の実施

### II. 地域福祉事業

#### 1. 広報事業活動（P.4）

（1）社協だよりの発行

（2）早島の匠ミニギャラリー

（3）ホームページの改定<sup>新</sup>

（4）地域福祉活動計画の周知<sup>新</sup>

#### 2. 会費・寄付・募金（P.5）

（1）住民会員・会費の募集

（2）一般寄付等の受納

（3）共同募金運動の推進

#### 3. 住民参画型在宅福祉サービスの検討<sup>新</sup>（P.5）

（1）外出支援サービスの実施検討・試行<sup>新</sup>

（2）生活支援活動の実施検討<sup>新</sup>

#### 4. 福祉活動員活動の支援（P.5）

（1）福祉活動員協議会活動の支援

（2）福祉活動員育成に向けた支援

#### 5. 地区福祉活動の推進（P.5～）

（1）高齢者給食サービス活動の推進

（2）ふれあい・いきいきサロン活動の推進

（3）夏季一斉友愛訪問活動の実施

（4）年末大掃除おたすけサービスの実施

（5）地区福祉活動の支援

## 6. 福祉啓発（教育）の推進（P.6）

- （1）地域住民への啓発活動
- （2）夏のボランティア体験事業の実施
- （3）福祉教育への協力支援
- （4）コミュニケーション麻雀の普及推進
- （5）福祉啓発事業

## 7. ボランティア活動の推進（P.6～）

- （1）ボランティア活動保険
- （2）福祉ボランティアグループ活動の支援
- （3）ボランティア活動に関する相談・調整
- （4）福祉ボランティア登録制度の整備 **新**

## 8. 福祉団体活動の支援（P.7）

- （1）福祉当事者団体・福祉団体活動の支援

## 9. 在宅介護支援事業（P.7）

- （1）介護職員初任者研修
- （2）福祉用具貸出サービス

## 10. 福祉相談及び福祉サービスの利用援助（P.7）

- （1）福祉相談
- （2）生活福祉資金貸付事業の実施
- （3）日常生活自立支援事業の実施

## 11. 地域福祉センターの運営管理（P.8）

- （1）施設の利用促進
- （2）備品・用具貸出

## Ⅲ. 介護サービス事業

### 1. 居宅介護支援事業（P.8）

- （1）居宅介護支援事業

### 2. 通所介護事業（P.8）

- （1）通所介護事業
- （2）介護保険外サービス事業

### 3. 訪問介護事業（P.9）

- （1）訪問介護
- （2）介護予防訪問介護
- （3）居宅介護（障がい者自立支援）
- （4）介護保険外サービス事業
- （5）軽度生活支援
- （6）障がい者移動支援

# 平成27年度早島町社会福祉協議会事業計画（案）

## ▶本会の基本理念

お互いが支えあい	安心して
幸せに暮らせる	住みよい地域をつくります

## ▶本会の経営理念

本会役職員は、基本理念に則り地域福祉事業の推進と介護保険事業の充実・発展を図るとともに、安定した法人運営に心がけてまいります。

## ▶本会の基本姿勢

地域福祉事業では、地域福祉を進めていく上での羅針盤、「地域福祉活動計画」を2ヶ年という期間をかけ、多くの方々のご意見を賜わりながら策定することができました。

この地域福祉活動計画の実施期間である5年間に地域における生活支援事業を推進して行く初年度となります平成27年度には、制度の狭間で外出がしたくてもできない高齢者や障がい者の方の外出を支援するサービス等を提供してまいる予定に致しております。

また、介護保険事業では、平成27年度に介護保険法が改正され9年ぶりに介護報酬が大幅に減額されるなど、介護保険事業を取り巻く環境が益々厳しさを増してきておりますが、法改正の趣旨を十分理解し、新たに始まる第6期の介護保険制度に対応すべく、利用者本位に立った良質で特色のある介護サービスの提供に心がけて参りますと共に、職員一人ひとりが効率的な予算執行と経営感覚を養って、厳しい環境のなかにあっても安定的な法人運営に心がけてまいる所存であります。

## ○事務局重点目標

### 1 地域福祉活動計画に基づく福祉活動・事業の推進

平成25年度から2カ年かけて策定した地域福祉活動計画に基づく、地域福祉事業の推進を行います。初年度事業として、制度の狭間を埋める外出支援サービスの検討・試行をはじめとする『住民協働の生活支援活動』の検討やボランティア登録制度の整備、福祉情報の発信強化等に努めます。

また、平成27年度に早島町役場（福祉課）が見直しを進める行政計画（地域福祉計画）の策定へ参画し、本活動計画内容の推進への後方支援を働きかけます。

### 2 人事管理制度・人事評価（考課）制度の改善運用

本会職員における人事評価制度については、平成25年度に制度化され、職員間の共通認識を図る期間として2カ年（平成25年度～平成26年度）の試行運用を終えました。

今年度以降の本格的な制度運用に向け、試行期間の課題として挙げられた職務・職責基準の明確化や全職員の目標設定のあり方等の再考と、それに基づく実施要綱の見直しを行い、職員の人材育成を主眼としつつ、職員個々の努力や成果を評価できる制度へ向けた改善運用を行います。

## ○居宅介護支援センター重点目標

### 1 地域福祉を意識した事業参画とケアマネジメント

地域福祉の推進を使命とする社会福祉協議会の居宅介護支援事業所として、地域福祉活動への参加による介護（福祉）情報発信や事務局が行う制度の狭間を埋める住民協働の生活支援活動の立案へ積極的に参画します。

また、介護保険制度上のサービスや福祉制度のみならず、住民等によるインフォーマルサービスを可能な限りケアプランに位置づけ、利用者の生活支援や生きがいづくり、社会参加の促進に努めます。

### 2 ケアマネジメント業務の改善と職員の資質向上

介護支援専門員としての共通業務の標準化を中心に、引き続き事務効率化を図ることで、利用者援助に係る時間の確保に努め、より利用者や家族の意向を汲んだ相談援助調整を行います。

また、経験ある主任や中堅の介護支援専門員と初任者との援助方法に

係る情報共有や事例検討の実施、職場外での専門研修機会の確保に努め、介護支援専門員の資質向上を図ります。

## ○デイサービスセンター重点目標

### 1 利用者の満足度向上と安定した事業運営

介護報酬の改正に伴い、通所介護の収益減は避けられない状況にあります。認知症加算が算定できるように、27年中に必要な資格を習得すると共に、加算算定開始時から、適切な認知症ケアが提供できるよう職員の研修や勉強会を実施して、技術や知識を深めます。また、新規顧客確保につながるよう、職員が新たなサービスを企画し実践することで安定した運営を図ります。

### 2 職員の資質向上

昨年度実施したアンケートで『職員によって、対応にバラつきがある』という回答や、職員の言葉掛けでご家族が気分を害されるという事が複数件ありました。研修の実施や対応マニュアルの整備を行い、職員のコミュニケーション能力を上げる事で、気持ちよく、安心して使っただけのデイサービスを目指します。

併せて、職員一人ひとりが自分で決めた目標の達成に取り組む事で、資質の底上げを行ないます。

## ○ホームヘルパーステーション重点目標

### 1 専門性を生かしたサービスの提供

住み慣れた地域で出来るだけ長く、自分らしい日常生活が続けられるよう、利用者の心身の特性を踏まえ、より良いサービスを提供すると共に、ご家族にも専門性を生かした情報の提供を行います。

また地域性を活かし、関係機関との綿密な連携をとり極め細やかなサービスを目指します。

### 2 人材の確保・育成・稼働率のアップ

利用者のニーズに柔軟に応えられるよう登録ヘルパーを確保します。事務処理の効率化の再検討を行い、常勤職員の稼働率も上げて行きます。増え続けている認知症の方に的確に対応できるよう、内部・外部の研修に参加し、正しい理解と知識を身に付けます。

## ▶主な活動内容

### I. 会務の運営

#### 1. 役職員による法人運営

##### (1) 理事会の開催

企業経営の視点に立った意思決定機関として、責任体制を明確に理事会で十分な審議を行う。

##### (2) 評議員会の開催

財産状況や役員の仕事執行状況について、役員に対し意見を述べるとともに、法人の重要事項についての議決機関としての審議を行う。

##### (3) 内部監査の実施

社協全般の業務執行状況や、法人の財産状況を監査して経営状況の把握を行い、必要に応じ意見を述べる。

##### (4) 役員の仕事先進地視察研修の実施

社協が行う諸事業の充実強化を図るため、県内外の先進地社協へ出向いて、研鑽を深めるとともに事業改善の一助とする。

### II. 地域福祉事業

#### 1. 広報事業活動

##### (1) 社協だよりの発行

町民に対する社協活動や住民福祉活動等の情報提供手段として、広報誌はやしま福祉情報「社協だより」を年4回発行する。

##### (2) 早島の匠ミニギャラリー（オアシス・ギャラリー）

「オアシス早島」1階ロビーを活用し、住民によるミニ作品展示を行い、一般住民の来館促進と、センター機能の周知を図る。

##### (3) ホームページの改定 **新**

町民に対し、タイミングよく効果的な福祉情報や福祉活動状況の発信ができるよう、ホームページの改定を行う。

##### (4) 地域福祉活動計画の周知 **新**

町民を含む民間福祉活動の行動計画の周知を目的に、フォーラムの開催や関係団体等への同計画内容の公表の場を設ける。

## 2. 会費・寄付・募金

### (1) 住民会員・会費の募集

地域住民へ任意での会費の募集を行う。

### (2) 一般寄付等の受納

一般寄付・満中陰志を受納し、ほほえみ基金の原資として基金積み立てを行い、浄財は「社協だより」などの情報提供事業等に活用する。

### (3) 共同募金運動の推進

「福祉活動の財源確保」を目的に、10月に「赤い羽根共同募金運動」、12月に「歳末たすけあい募金運動」を実施する。

## 3. 住民参画型在宅福祉サービスの検討<sup>新</sup>

### (1) 外出支援サービスの実施検討・試行<sup>新</sup>

公共交通機関を自力で利用できない移動困難者を対象に、外出支援サービスの創設に向けた検討や試行、運転ボランティアの組織化を行う。

### (2) 生活支援サービスの実施検討・試行<sup>新</sup>

ゴミ出しや買い物支援など、高齢者世帯等における生活課題に対応すべく、シルバー人材センターや婦人会等の団体と協働した生活支援サービスの創設に向けた検討や試行を行う。

## 4. 福祉活動員活動の支援

### (1) 福祉活動員協議会活動の支援

福祉活動員による主体的な地区活動を支援する「福祉活動員協議会」の事務局として同会の運営支援を行い、福祉マップの作成や地域ニーズの把握など、地区の実情にあった活動の活性化に努める。

### (2) 福祉活動員育成に向けた支援

「福祉活動員協議会」と協働で、福祉知識や技術の習得、体験活動や福祉活動先進地視察の機会を設け、福祉活動員の関連知識や活動意欲の向上と具体的活動の促進を図る。

## 5. 地区福祉活動の推進

### (1) 高齢者給食サービス活動の推進

地区内で食事の準備などが困難な、ひとり暮らし高齢者等を対象として、食事とふれあい交流の場を提供する「給食ボランティアグループ」への食材費等の助成や活動の支援を行う。

### (2) ふれあい・いきいきサロン活動の推進

地区内での気軽なふれあい交流や仲間づくりができる「たまり場」づくりの普及に努める。活動グループに対して、助成・助言を行うと

共にサロン活動の更なる普及や活性化を目的とした研修会を開催する。

### (3) 夏季一斉友愛訪問活動の実施

概ね70歳以上の高齢者等を対象に、民生児童委員協議会、福祉活動員協議会と協働で、熱中症予防啓発と関係づくりを目的に全地区一斉の友愛訪問活動を行う。

### (4) 年末大掃除おたすけサービスの実施

地区内の75歳以上の高齢者世帯や、身体障がい者世帯の年末大掃除作業を民生児童委員協議会、福祉活動員協議会と協働で行う。作業を行う「おたすけ員」として地区民生委員や福祉活動員以外にも、地区住民へ福祉活動の機会として協力を求める。

### (5) 地区福祉活動の支援

「福祉のまちづくり」に主体的に取り組む自治会に対し、地区福祉活動のあり方の検討や具体的活動の支援を行う。また、活動支援には、取り組み内容に応じた活動費の助成を行う。

## 6. 福祉啓発（教育）の推進

### (1) 地域住民への啓発活動

地域住民からの要請や様々な機会を捉えて、福祉等について啓発活動を行う。

### (2) 夏のボランティア体験事業の実施

中学生以上を対象に、夏季休暇期間を活用したボランティア体験の場を設定し、他者とのふれあいの中から「福祉の心」を育成する。

### (3) 福祉教育への協力支援

早島小学校や早島中学校が行う福祉教育に関する授業等に対し、福祉関係団体の協力を得ながら福祉教育の支援を行う。

### (4) コミュニケーション麻雀の普及推進

介護予防啓発や地区交流活動の活性化を目的に、コミュニケーション麻雀を楽しむ場づくりや普及員の養成を行う。

### (5) 福祉啓発事業

地域住民への福祉啓発を目的に福祉当事者やボランティアグループの協力を得て、「福祉映画会」「障がい者作品展」等のイベント事業を行う。

## 7. ボランティア活動の推進

### (1) ボランティア活動保険

安心してボランティア活動ができるよう、ボランティア活動者の傷害や、賠償責任などについて補償するボランティア活動保険の加入促進を図る。

## (2) 福祉ボランティアグループ活動の支援

ボランティア団体の活動支援と活動費の助成を行う。

### <主な助成グループ>

早島いぐさ手話サークル、早島要約筆記サークルペンしる'、パソボラはやしま、はやしま朗読ボランティア福来朗、絵手紙ボランティアやまびこ、日曜大工ボランティアとんかち等

## (3) ボランティア活動に関する相談・調整

「ボランティアをしたい方」や「求める方」の相談対応や、各種福祉団体活動を支援するプログラムの調整等、ボランティア活動の活性化に向けた支援を行う。

## (4) 福祉ボランティア登録制度の整備 **新**

福祉ボランティア活動へ協力を得られる個人及び団体の登録を進め、様々なボランティアニーズに対する円滑な調整（ボランティアコーディネート）ができるよう下地づくりを行う。

## 8. 福祉団体活動の支援

### (1) 福祉当事者団体・福祉団体活動の支援

当事者団体の活動支援と活動費支援を行う。

#### <主な助成グループ>

早島町身体障がい者福祉協会、早島つばさの会、ブロンズクラブ、早島保護司会、早島町更生保護女性会等

## 9. 在宅介護支援事業

### (1) 介護職員初任者研修

介護に関する知識と理解を深め、在宅介護に役立てるとともに地域における助け合い活動の担い手を養成する。

### (2) 福祉用具貸出サービス

貸出希望者の状況を踏まえ福祉用具を貸出し、使用方法等の相談・助言を行う。また、貸与する福祉用具の見直しを行う。

## 10. 福祉相談及び福祉サービスの利用援助

### (1) 福祉相談

福祉サービス利用者や福祉活動者、その他の町民からの福祉に関する相談に応じ、助言や調整を行う。

### (2) 生活福祉資金貸付事業の実施

低所得者世帯の経済的自立や、身体障がい者世帯の生活意欲の助長促進及び、在宅福祉・社会参加促進のために必要な資金を貸付けるため、

生活福祉資金貸付に関する相談受付と県社協への申請や償還事務指導を行う。

### (3) 日常生活自立支援事業の実施

判断能力が低下した方の福祉サービス利用や、日常的な金銭管理をサポートする「日常生活自立支援事業」の相談受付や県社協への申請、専門員及び生活支援員による援助等を行う。

## 1 1. 地域福祉センターの運営管理

### (1) 施設の利用促進

町内の地域福祉活動拠点として、福祉関係者を中心にセンター内の施設の貸し出しと管理運営を行う。

### (2) 備品・用具貸出

町内の地域福祉活動の活性化のため、福祉活動に役立つ備品等（レクリエーション用具・機材）の貸し出しを行う。

## Ⅲ. 介護サービス事業

### 1. 居宅介護支援事業

#### (1) 居宅介護支援事業

要介護状態の方に対し、在宅での介護サービス、その他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用できるよう、介護支援専門員が訪問等により、心身の状態やご家族の希望をお伺いして、「ケアプラン」を作成しそれに基づき、介護サービス事業者との連絡調整や、サービス利用料の上限管理、要介護認定申請の代行などの業務を行う。

### 2. 通所介護事業

#### (1) 通所介護事業

通所介護サービスを利用して貰うことで、介護が必要な高齢者の心身の機能の悪化を防止し、介護が必要な状態になっても、変わらず自宅での生活が出来るよう、趣味活動や人との交流のある生活を維持すると共に、介護をしている家族の心身の負担を軽減する。

#### (2) 介護保険外サービス事業

デイサービスの利用登録者を対象に、社会参加の促進と生き甲斐づくりや生活の質の向上を図ることを目的に、介護保険外の事業として年1回の日帰り旅行の実施と、入院・入所先からの短時間のデイ利用の受け入れを行う。

### 3. 訪問介護事業

#### (1) 訪問介護

要介護状態になっても、心身の状況に応じ、安心して自立した日常生活が送れるよう支援するサービスで、ケアプランに基づいて身体介護（入浴介助、排泄、食事の援助など）、生活援助（調理、掃除、買い物など）、日常生活全般の援助を行う。

#### (2) 介護予防訪問介護

できる限り要介護状態にならないで、イキイキと自立した日常生活が送れるよう支援を行う。

#### (3) 居宅介護（障がい者総合支援）

障がい・心身の状態に配慮した身体介護・家事援助など、日常生活全般の支援を行う。

#### (4) 介護保険外サービス事業

日常生活を営むのに支障があり、介護を必要としている者で介護保険の対象にならない人に対し、在宅生活を支えるとともに、社会参加の促進を図ることを目的としたサービスを行う。

#### (5) 軽度生活支援

生活支援を必要とする方（介護保険適用外）に、安心して日常生活を営む事が出来るよう家事援助等行う。

#### (6) 障がい者移動支援

外出移動が困難な障がい児者の方に対し、自立生活・社会参加の促進を目的に、生活上必要な外出の移動支援を行う。